

町長	副町長	課長	課長補佐	係長	主査	係	検算	設計者

公示用

令和 8 年度

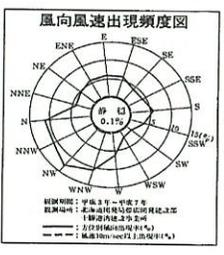
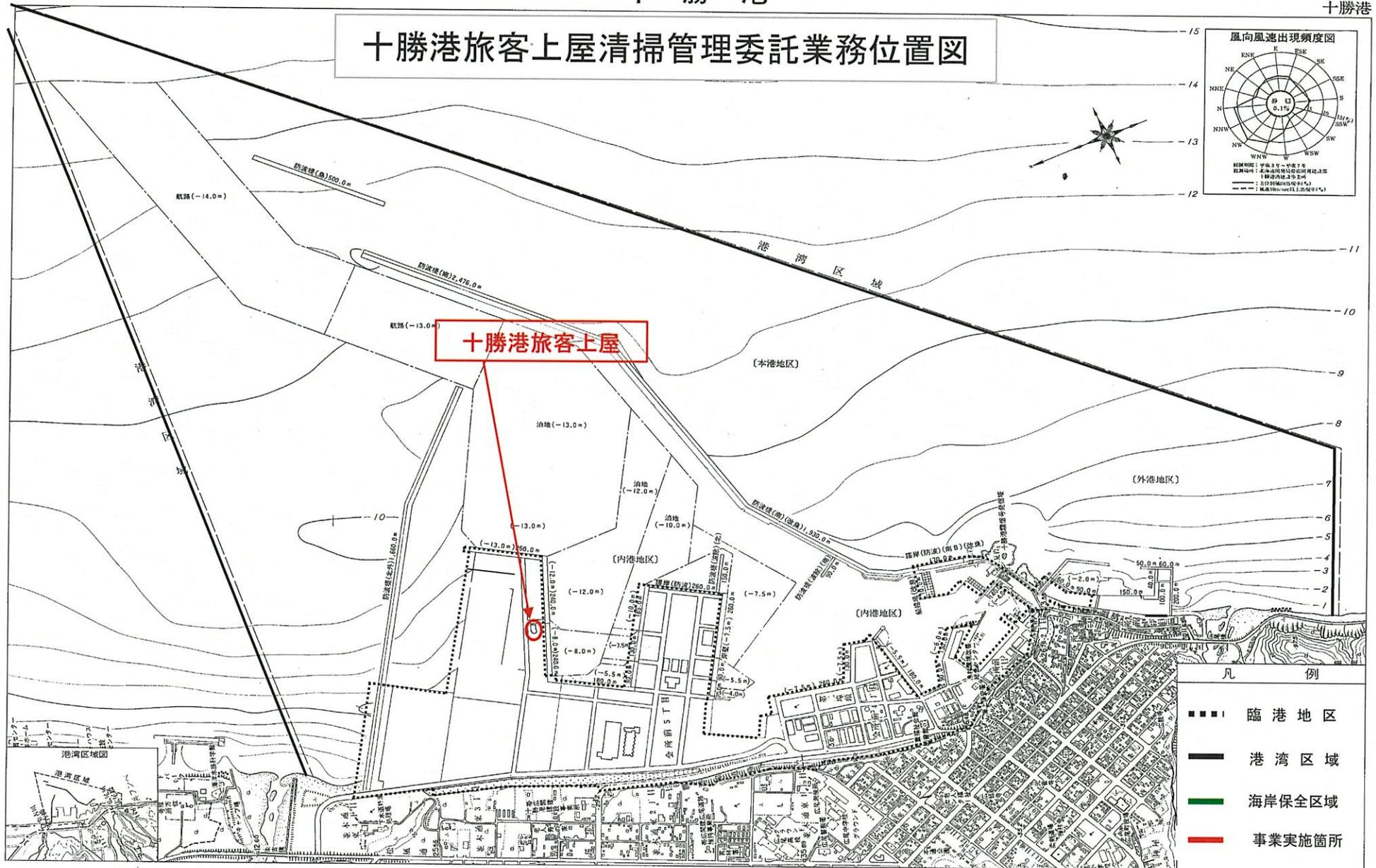
十勝港旅客上屋清掃管理委託業務（長期継続契約） 設計図書

広尾郡広尾町

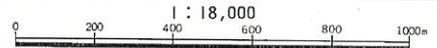
十勝港

十勝港

十勝港旅客上屋清掃管理委託業務位置図



- 凡例
- 臨港地区
 - 港湾区域
 - 海岸保全区域
 - 事業実施箇所



設 計 の 概 要

業務の名称 十勝港旅客上屋清掃管理委託業務(長期継続契約)

業務の場所 広尾町 会所前6丁目(十勝港旅客上屋)

業務の概要 旅客上屋清掃管理業務 1式

業務の期間 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日

業務担当員 係長 笠井 征洋

請負対象金額

一金 0 円

一金 円

入札書比較価格

一金 0 円

一金 円

旅客上屋清掃業務（長期継続契約）仕様書

この仕様書は業務大要を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ軽微な業務で委託者が清掃等に必要とみとめられる業務についても、受託金額の範囲内で実施するものとする。

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、十勝港第4ふ頭区域内にある旅客上屋の清掃に関する委託契約書（以下「委託契約書」という。）に基づき、広尾町の委託した業務について適用する。

（作業内容）

第2条 作業の内容は次に掲げる業務とする。

- 1 旅客上屋の床面・出入口扉・マット類・屑籠等の清掃業務
- 2 旅客上屋の床ワックス塗り仕上げ清掃の年1回実施
- 3 その他委託者の指示する旅客上屋の清掃管理業務

（作業の安全管理）

第3条 業務の処理にあたっての安全管理および業務の処理に当たっては、受託者の責任において行うものとする。

- 2 受託者は、業務を処理するにあたって、付近の安全性を確認するとともに事故の防止に努めなければならない。

（施設等の使用）

第4条 受託者は、委託契約書第10条の規定により供与を受けた施設等に関し、善良な管理者の注意をもって使用し、維持管理する責任を負い次の各号を守らなければならない。

- 1 受託者は、施設等を委託契約書第1条に規定する委託業務以外の用途に供してはならない。
 - 2 供与施設等の使用期間は、委託契約書第3条に規定する委託業務期間内とする。
 - 3 受託者は、供与施設等を他に転貸し、又は担保に供してはならない。
 - 4 受託者は、供与施設等について、修繕、模様替え、その他の行為をしようとするときは事前に委託者の承認を受けなければならない。
- 2 委託者は、次の各号の一に該当するときは、供与施設等の使用を取り消し、又は変更することができる。
- 1 受託者が使用条件に違反したとき。
 - 2 委託者において、公用又は公共用に供するため、供与施設等を使用するとき。
 - 3 受託者は、供与施設等の試用期間が終了し、又は使用を取り消された場合は、速やかに供与施設等を原状に復して委託者に返還しなければならない。
 - 4 受託者は、その責めに帰すべき事由により、供与施設等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失、又はき損に係る損害額に相当する損害賠償金を委託者に支払わなければならない。ただし、供与施設等を原状に復した場合はこの限りではない。

（業務日誌の作成）

第5条 業務の処理にあたっては、委託契約書第6条の規定に基づき業務日誌を作成し、毎週月曜日（祝日、祭日の日はその翌日）に、委託者に提出する。

（各種保険の加入）

第6条 作業に従事する者は、次に掲げる公的保険に加入していなければならない。

- 1 失業保険
- 2 社会保険
- 3 厚生年金